22　法第23条第１項第４号の５イ⑵の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ⑵に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

23　法第23条第１項第４号の５イ⑶の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ⑶に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。